

# 国立大学法人ガバナンス・コードの改訂について

## 改訂の背景

- 令和3年5月に「**国立大学法人法の一部を改正する法律**」が公布。**令和4年4月1日に施行**予定。
- 一部改正の内容や、国会の附帯決議等を、「**国立大学法人ガバナンス・コード**」(**GC**) **にも反映**させる必要。

## 改訂の主なポイント

- ▶ **法人の長の選考過程・選考理由の公表**について原則を新設（原則3-3-1②）
- ▶ **学長の評価に関する学長選考・監察会議の独立性**について原則に追記（原則3-3-3）
- ▶ **学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表**について原則を新設（原則3-3-4）
- ▶ **監事の学長に対する第三者性・中立性**について原則に追記（原則3-4-1①）
- ▶ 「学長選考会議」⇒「学長選考・監察会議」の名称変更を反映

# ポイント①：法人の長の選考過程・選考理由の公表について原則を新設

- 附帯決議においては以下のように決議。

【衆・附帯決議】※参・附帯決議も同旨

一 学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。

- 公布通知においては、学長選考・監察会議の運営の改善に努めるよう留意事項に記載。

【国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について（通知）（令和3年6月28日付け3文科高第367号）】 ※以下「公布通知」と記載

## 2. 留意事項

### (1) 国立大学法人の組織体制の見直し

④ 現行法令上、学長選考が各国立大学法人のミッションに照らして適切に行われていることについて広く社会に対する説明責任を果たすため、選考結果・選考基準及び選考理由・選考過程について公表が義務付けられている。しかしながら、その公表内容が十分な説明責任を果たすに至っていないとの指摘があることや、②のとおり今回の改正により学長選考・監察会議の役割が一層重要となること等を踏まえ、例えば、

ア (略)

イ 学長の選考理由や選考過程について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、その公表内容を一層充実すること

ウ (略)

などにより、学長選考・監察会議の運営に当たって更なる改善に努めること。

## 原則3-3-1②（新設）

### ▶ 法人の長の選考過程・選考理由の公表について原則を新設

#### 3-3-1②

法人の長の選考過程、選考理由について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、できるかぎり具体的な内容の公表に努めるべきである。

## ポイント②：学長の評価に関する学長選考・監察会議の独立性について原則に追記

- 附帯決議においては以下のように決議。

【衆・附帯決議】 ※参・附帯決議も同文

二 学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。

- 公布通知においては、透明性・公正性を確保した学長選考・監察会議の運営をするよう記載。

【公布通知】

### 2. 留意事項

(1) 国立大学法人の組織体制の見直し

② 今回の改正により、学長の職務執行について一層の透明性を確保するため、……学長選考・監察会議に学長の職務執行の状況報告を求める権限を付与すること等とされた。このため、学長選考・監察会議の役割は一層重要となり、学長選考・監察会議の権限と責任において、これまで以上にその透明性及び公正性を確保した会議運営が求められることとなること。

### 原則3-3-3（改訂）

#### ▶ **学長の評価に関する学長選考・監察会議の独立性**について原則に追記

【原則3-3-3 法人の長の業務執行に関する厳格な評価】

学長選考・監察会議は、同会議に法人の長の職務執行の状況報告を求める権限を付与した法の趣旨を踏まえ、法人の長の選任の後も、法人の長の業務が適切に執行されているか厳格な評価を行うべきである。これにより、法人の長の選考の適正性を担保するとともに、その業務執行能力が著しく劣ると認める場合には解任の申出を検討するなど、学長選考・監察会議による法人の長の選考を一過性のものにする事なく、法人の長から独立性をもって、組織としてその結果に責任を持つべきである。

※下線は現行からの改訂部分。

# ポイント③：学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について原則を新設

- 附帯決議においては以下のように決議。

【衆・附帯決議】 ※参・附帯決議も同文

二 学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。

- 公布通知においては、学長選考・監察会議の運営の改善に努めるよう留意事項に記載。

【公布通知】

## 2. 留意事項

(1) 国立大学法人の組織体制の見直し

④ 現行法令上、学長選考が各国立大学法人のミッションに照らして適切に行われていることについて広く社会に対する説明責任を果たすため、選考結果・選考基準及び選考理由・選考過程について公表が義務付けられている。しかしながら、その公表内容が十分な説明責任を果たすに至っていないとの指摘があることや、②のとおり今回の改正により学長選考・監察会議の役割が一層重要となること等を踏まえ、例えば、

ア・イ（略）

ウ 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するため、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表すること

などにより、学長選考・監察会議の運営に当たって更なる改善に努めること。

## 原則3-3-4（新設）

### ▶ 学長選考・監察会議の委員の選任方法の公表について原則を新設

【原則3-3-4 学長選考・監察会議の委員の選任方法等の公表】

学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するとともに、大学のミッションやビジョンを適切に実現できる法人の長の選考等を行うため、学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきかという観点から、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表しなければならない。

## ポイント④：監事の学長に対する第三者性・中立性について原則に追記

- 附帯決議においては以下のように決議。

【衆・附帯決議】※参・附帯決議も同旨

三 監事については、学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、必要に応じて外部有識者による確認・検証の手続きを講ずるよう努めること。

- 公布通知においては、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するよう留意事項に記載。

【公布通知】

### 2. 留意事項

(1) 国立大学法人の組織体制の見直し

- ⑦ 監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制の整備に努めること。

## 原則3-4-1①（改訂）

### ▶ 監事の学長に対する第三者性・中立性について原則に追記

#### 3-4-1①

監事の役割は、国立大学法人のガバナンスの一翼を担うものであり、内部統制の在り方等についても監査対象とすることから、国立大学法人は、監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制を整備すべきである。

※下線は現行からの改訂部分。

## 趣 旨

国立大学法人等の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議に学長の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるとともに、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する各国立大学法人を統合する等の措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 中期計画の記載事項の追加並びに年度計画及び年度評価の廃止

- ①中期計画の記載事項として、目標の実施状況に関する指標を追加する【第31条第2項第3号】
- ②年度計画及び各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（年度評価）を廃止する【第2条第7項及び第31条の2第1項】

### 2. 国立大学法人等の組織体制の見直し

#### (1) 学長選考会議の権限の追加等

- ①学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とする【第12条第2項】
- ②同会議は、(3)③の報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることができることとする【第17条第4項】
- ③同会議の委員について、学長を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとする【旧第12条第3項の削除等】  
※大学共同利用機関法人の「機構長選考会議」についても①～③と同様の措置を講ずる【第26条等】

#### (2) 指定国立大学法人の理事の員数の増加

指定国立大学法人の理事は、2名まで増員できることとする【別表第一備考第3号】

#### (3) 監事の体制の強化

- ①複数の大学を設置する国立大学法人に置く監事の員数を、設置する大学の数に応じて増員する【第10条第1項】
- ②監事のうち少なくとも一人は常勤とする【第10条第2項等】
- ③監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議又は機構長選考・監察会議に報告することとする【第11条の2等】

### 3. 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ①指定国立大学法人のみに限定している研究成果活用事業者への出資を全ての国立大学法人等について可能とする(③に関するものを除く)  
【第22条第1項第7号等】
- ②教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び当該施設等の他の大学、研究機関その他の者の利用の促進に係る事業者への出資を可能とする  
【第22条第1項第6号等】
- ③指定国立大学法人について、大学発ベンチャー（大学の研究成果を活用して商品等の開発・提供を行う事業者）への出資を可能とする

### 4. 国立大学法人の統廃合【別表第一】

【第34条の5第1項】

- ①国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合する
- ②国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合する

## 施行期日

令和4年4月1日（ただし、概要中4.のうち準備行為に係る規定は公布日）【附則第1条】

令和3年4月21日 衆議院文部科学委員会

令和3年5月13日 参議院文教科学委員会

一 学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。

一、学長がリーダーシップを発揮するためには学内からの信任と支持が不可欠であることを踏まえ、学長選考・監察会議の運営に当たっては、大学の自治を尊重し、多様な意見を持つ教職員・学生等を含む学内外のステークホルダーの理解を得られるよう努めること。また、可能な限り議事の内容を公表するなど、より一層の透明性の確保に努めること。

二 学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。

二、学長選考・監察会議を構成する経営協議会の委員及び教育研究評議会の評議員の任命等を学長が行う仕組みは維持されることを踏まえ、その選定過程の透明性・公正性が担保される選任の在り方について検討を行うこと。

三 監事については、学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、必要に応じて外部有識者による確認・検証の手続きを講ずるよう努めること。

三、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務の遂行に資する体制を整備すること。また、学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、公益通報制度を活用するとともに、地域の弁護士等と連携するなど必要に応じて外部有識者による確認・検証の手続きを講ずるよう努めること。

四、国立大学法人による出資については、各国立大学法人の自主性・自律性を尊重するとともに、出資の実績によって自己収入が増加した場合、国立大学法人運営費交付金の減額等により、国立大学法人の財務基盤強化の意欲が削がれることのないよう留意すること。また、出資を行うに当たっては、財務状況の健全性を損なうことなく、戦略的・長期的に資金運用できる体制の整備に万全を期すること。

四 一法人複数大学制度による国立大学法人の統廃合に当たっては、国立大学法人の経営基盤の強化及び効率的な経営を実現するとともに、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう十分に留意すること。

五、一法人複数大学制度による国立大学法人の統廃合に当たっては、国立大学法人の経営基盤の強化及び効率的な経営を実現するとともに、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう十分に留意すること。

五 国立大学法人が高い自主性・自律性を持ち、社会変革を先導する新たな役割と使命を果たすことができるよう国立大学法人に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討すること。とりわけ中期目標・中期計画の策定に当たっては、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展を尊重する観点から、大学政策上必要となる大枠の方針を提示するにとどめ、国立大学法人に対する事前の規制とならないよう十分に留意すること。

六、国立大学法人が高い自主性・自律性を持ち、社会変革を先導する新たな役割と使命を果たすことができるよう国立大学法人に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討すること。とりわけ中期目標・中期計画の策定に当たっては、国立大学法人の自主性・自律性に基づく発展を尊重する観点から、大学政策上必要となる大枠の方針を提示するにとどめ、国立大学法人に対する事前の規制とならないよう十分に留意すること。

3 文科高第 3 6 7 号

令和 3 年 6 月 2 8 日

各 国 立 大 学 法 人 学 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
殿

文部科学省高等教育局長

伯 井 美 徳

文部科学省研究振興局長

杉 野 剛

国立大学法人法の一部を改正する法律及び国立大学法人法の一部を改正する法律  
の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布について（通知）

このたび、別添のとおり、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）及び国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和 3 年政令第 156 号。以下「整備政令」という。）が令和 3 年 5 月 21 日に公布され、一部を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

学長のリーダーシップは、大学改革を推し進め、大学を巡る様々な課題に的確に対応し、社会からの期待にしっかりと応えていくために不可欠なものです。一方で、学長がリーダーシップを十分に発揮して大胆な改革を実行するに当たっては、学内外のステークホルダーの信頼が不可欠であり、そのためのガバナンス体制を構築することも重要です。

今回の改正は、「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において令和 2 年 12 月にとりまとめられた「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ」も踏まえ、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）の管理運営の改善並びに教育研究体制の整備及び充実等を図るため、学長選考会議及び機構長選考会議（以下「学長等選考会議」という。）に学長及び機構長（以下「学長等」という。）の職務執行の状況の報告を求める権限を付与し、その名称を学長選考・監察会議及び機構長選考・監察会議（以下「学長等選考・監察会議」という。）とすること、監事の体制を強化すること等の措置を講ずるもの



です。

改正法及び整備政令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知下さい。

## 記

### 第1 改正法の概要及び留意事項

#### 1. 改正法の概要

##### (1) 年度計画及び年度評価の廃止並びに中期計画の記載事項の追加

- ① 中期計画に基づき国立大学法人等が定める毎事業年度の業務運営に関する計画（以下「年度計画」という。）を廃止すること。（国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第2条等関係）
- ② 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（以下「年度評価」という。）を廃止すること。（法第31条の2等関係）
- ③ 中期計画の記載事項に教育研究の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置並びに業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置の実施状況に関する指標を加えること。（法第31条関係）

##### (2) 学長等選考会議の権限追加等

- ① 学長等選考会議の名称をそれぞれ「学長選考・監察会議」及び「機構長選考・監察会議」とするとともに、監事は、学長等が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長等選考・監察会議に報告しなければならないこととすること。（法第11条の2，第12条，第25条の2等関係）
- ② 学長等選考・監察会議は、監事から学長等の不正行為等について報告を受けたとき又は学長等がその解任事由に該当するおそれがあると認めるときは、学長等に対し、職務の執行の状況について報告を求めることができることとすること。（法第17条第4項等関係）
- ③ 学長等選考・監察会議の委員に学長等を加えることができないこととするとともに、理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとすること。（法第12条第2項等関係）

##### (3) 複数の国立大学を設置する国立大学法人の監事の員数の増加等

- ① 2以上の国立大学を設置する国立大学法人にあつては、その設置する国立大学の数に1を加えた員数の監事を置くこととすること。（法第10条第1項関係）
- ② 各国立大学法人等に置く監事のうち少なくとも一人は、常勤としなければならないこととすること。（法第10条第2項及び第24条第2項関係）

##### (4) 国立大学法人等による出資の範囲の拡大

- ① 国立大学法人等は、当該国立大学法人等が保有する教育研究に係る施設、設備又は知的基盤の管理及び他の大学、研究機関その他の者による利用の促進に係る事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。こと。（法第22条

第1項第6号及び第29条第1項第5号関係)

- ② 国立大学法人等は、当該国立大学及び大学共同利用機関における研究の成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。 (法第22条第1項第7号及び第29条第1項第6号関係)
- ③ 指定国立大学法人等は、当該指定国立大学法人等における技術に関する研究の成果の提供を受けて商品を開発し、若しくは生産し、又は役務を開発し、若しくは提供する事業を実施する者に対し、文部科学大臣の認可を受けて、出資を行うことができるものとする。 (法第34条の5関係)

(5) 国立大学法人の統廃合 (法別表第一関係)

- ① 国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学を国立大学法人帯広畜産大学に統合し、小樽商科大学、帯広畜産大学及び北見工業大学を設置する国立大学法人北海道国立大学機構とすること。
- ② 国立大学法人奈良教育大学を国立大学法人奈良女子大学に統合し、奈良教育大学及び奈良女子大学を設置する国立大学法人奈良国立大学機構とすること。

(6) 常勤監事の必置に関する経過措置

改正後の法第10条第2項及び第24条第2項の規定は、改正法の施行日(令和4年4月1日)に常勤である監事を置いていない国立大学法人等については、当該国立大学法人等の監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は、適用しないこととする。 (法附則第2条関係)

(7) 施行日に始まる事業年度(令和4年度)の業務運営に関する計画等に関する経過措置

- ① 法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第31条第1項の規定(年度計画の作成等)は、施行日に始まる事業年度(令和4年度)の業務運営に関する計画については、適用しないこととする。 (法附則第3条第1項関係)
- ② 改正後の法第31条の2第1項の規定は、施行日の前日に終了した事業年度(令和3年度)についても、適用することとし、年度評価を行わないこと。 (法附則第3条第2項関係)

## 2. 留意事項

(1) 国立大学法人の組織体制の見直し

- ① 刻々と変化する学術研究や高等教育をめぐる課題、地域社会や産業界等からの大学への期待などに対応するためには、学長(法第10条第1項に規定する理事長を置く国立大学法人にあっては理事長。以下同じ。)のリーダーシップに基づき大学改革を推し進めていくことが重要であり、基本的な考え方として、学長が国立大学法人の代表として強力なリーダーシップのもと各国立大学法人及び各国立大学の改革を牽引することは変わらないこと。
- ② 今回の改正により、学長の職務執行について一層の透明性を確保するため、1.(2)のとおり、学長選考・監察会議に学長の職務執行の状況報告を求める権限を付与すること等とされた。このため、学長選考・監察会議の役割は一層重要となり、学長選考・監察会議の権限と責任において、これまで以上にその透明性及び公正性を確保した会議運営が求められることとなること。
- ③ 1.(2)③のとおり、学長選考・監察会議の委員に学長を加えることができないこととさ

れ、理事は教育研究評議会において選出された者のみが委員になることができることとされた。これは、学長選考・監察会議の学内委員及び学外委員の同数を徹底し、学内外の意向を適切に反映することを趣旨とするものであること。また、学長選考・監察会議の委員に係る利益相反の防止や政治的中立性の確保等に留意すること。

- ④ 現行法令上、学長選考が各国立大学法人のミッションに照らして適切に行われていることについて広く社会に対する説明責任を果たすため、選考結果・選考基準及び選考理由・選考過程について公表が義務付けられている。しかしながら、その公表内容が十分な説明責任を果たすに至っていないとの指摘があることや、②のとおり今回の改正により学長選考・監察会議の役割が一層重要となること等を踏まえ、例えば、

ア 学長選考・監察会議における意思決定に至る過程を検証できるよう、各国立大学法人の文書管理規程等に則り、学長選考・監察会議の審議経過を記録し保存すること

イ 学長の選考理由や選考過程について、人事にかかわる審議であることを考慮しつつも、学内外のステークホルダーに対する説明責任を果たし信頼性・透明性を確保する観点から、その公表内容を一層充実すること

ウ 学長選考・監察会議の中立性・公正性を担保するため、経営協議会及び教育研究評議会における学長選考・監察会議の委員の選任方法や選任理由を公表することなどにより、学長選考・監察会議の運営に当たって更なる改善に努めること。

- ⑤ 改正後の法第 12 条第 8 項は、監事の任命は文部科学大臣が行うことを規定しているが、法制定時の附帯決議を踏まえ、運用上、通常の場合は、各国立大学法人からの監事候補者の推薦に基づき文部科学大臣が任命している。各国立大学法人における監事候補者の選考に当たっては、今回の法改正の趣旨も踏まえ、「国立大学法人ガバナンス・コード」に示されているように、経営協議会の学外委員の協力・助言を得て人選するなど、監事の責任を十分に果たしうる適任者を選考するための適切なプロセスを工夫すること。

- ⑥ 常勤監事の必置による監事の監査体制の強化という今回の法改正の趣旨に照らし、各法人の状況や学外監事の必置を定める法第 14 条の趣旨等も踏まえながら、柔軟かつ適切に監事の適任者を確保すること。

- ⑦ 監事が適切に監査を行い、その職責を果たすことができるようにするため、監事の学長に対する第三者性・中立性を確保するとともに、監事の公正かつ厳正な監査業務を補佐する体制の整備に努めること。

- ⑧ 学長に対する牽制機能の実効性を確保する観点から、必要に応じて外部有識者による確認・検証の手續等を講ずるよう努めること。

- ⑨ 1. (6)のとおり、各国立大学法人に置く監事のうち少なくとも一人は常勤としなければならないことを規定する改正後の法第 10 条第 2 項及び第 24 条第 2 項の規定の施行日は、改正法の施行日である令和 4 年 4 月 1 日であるが、同日に常勤である監事を置いていない国立大学法人にあっては、当該国立大学法人の監事のうち施行日以後最初に任期が満了する者の当該任期が満了するまでの間は、これらの規定は適用しないこととされており、国立大学法人によって適用時期が異なること。

また、1. (3)①のとおり、一法人複数大学制度により 2 以上の国立大学を設置する国立大学法人にあっては、その設置する国立大学の数に 1 を加えた員数の監事を置くこととさ

れているため、当該国立大学法人においては、改正法の施行日である令和4年4月1日に、その設置する国立大学の数に応じた監事を置く必要があるとともに、監事のうち少なくとも一人は常勤としなければならないこと。

(2) 国立大学法人が行う出資対象の拡大に伴う対応等

- ① 国立大学法人が法の規定に基づき出資を行うに当たっては、財務状況の健全性を損なうことなく、戦略的・長期的に資金運用できる体制の整備に万全を期すること。
- ② 今回の改正に伴い、「指定国立大学法人の国立大学法人法第三十四条の五における出資にかかる文部科学大臣の認可基準」等については、今後その改正及び周知等を行う予定であること。

(3) その他の留意事項

- ① 今回の改正により統合を行う国立大学法人については、「学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（令和元年7月12日付け元文科高第228号）第二の2.に掲げる事項にも留意の上、必要な準備を行うこと。
- ② 「国立大学法人ガバナンス・コード」について、今回の改正を踏まえ、改正法施行後の令和4年度以降に対応させるため、国立大学協会等の関係機関において協議の上で改定等を行う予定であること。
- ③ (1)及び(2)に掲げた留意事項については、大学共同利用機関法人においても同様であること。

## 第2 整備政令の概要

### 1. 関係政令の整備

(1) 国立大学法人法施行令の一部改正

国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる事業について定めることその他改正法の施行に伴う所要の改正を行うこと。（整備政令第一条関係）

(2) 国家公務員退職手当法施行令の一部改正

国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）について所要の規定の整備を行うこと。（整備政令第二条関係）

(3) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部改正

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号）について所要の規定の整備を行うこと。（整備政令第三条関係）

### 2. 経過措置

(1) 国が国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学並びに国立大学法人奈良教育大学から承継する資産の範囲等について定めること。（整備政令第四条関係）

(2) 国立大学法人北海道国立大学機構又は国立大学法人奈良国立大学機構が行うものとされる国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学又は国立大学法人奈良教育大学の積立金の処分に係る経過措置について定めること。（整備政令第五条関係）

(3) 国立大学法人小樽商科大学及び国立大学法人北見工業大学並びに国立大学法人奈良教育大学の解散の登記の嘱託等について定めること。（整備政令第六条関係）

(4) 改正法附則第六条第三項の評価委員の任命等について定めること。（整備政令第七条関係）

### 第3 施行期日等

改正法及び整備政令は、令和4年4月1日から施行するものとする。ただし、第1の1.(7)①及び第2の2.(4)に規定する事項は、改正法及び整備政令の公布の日から施行するものとする。(改正法附則第1条及び整備政令附則)

#### 【添付資料】

参考資料1-1：国立大学法人法の一部を改正する法律（令和3年法律第41号）

参考資料1-2：国立大学法人法の一部を改正する法律 新旧対照表

参考資料2-1：国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第156号）

参考資料2-2：国立大学法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 新旧対照表

#### 【担当】

(国立大学法人について)

文部科学省高等教育局国立大学法人支援課法規係

電 話：03-6734-3497

E-Mail：hojinka@mext.go.jp

(大学共同利用機関法人について)

文部科学省研究振興局学術機関課企画指導係

電 話：03-6734-4169

E-Mail：gakkikan@mext.go.jp